**令和８年（フ）第８１８号**
広島県東広島市西条町田口1258番地　グローバルステージ広大南303号
債務者　梶原　雄樹
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８３６号**
広島県安芸郡熊野町出来庭１丁目６番21―204号
債務者　朝倉　信三
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８４９号**
広島県東広島市八本松町米満991番地
債務者　松岡　　実
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８６１号**
広島市東区牛田中１丁目９番３―301号
債務者　池田　桂子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第６３号**
福岡県京都郡みやこ町徳永2044番地５　県営徳永住宅１―310号
債務者　林　　吉伸
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和８年（フ）第４３６号**
広島市安佐北区深川８丁目27番25号
債務者　大石三枝子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第７３１号**
広島県安芸郡熊野町平谷１丁目14番８号
債務者　浦元　隆博
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第７５２号**
広島市中区鉄砲町２番14―502号
債務者　久村　麗子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第７７８号**
広島市安佐南区沼田町大字阿戸397番地10
債務者　三村　要子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８３２号**
広島市佐伯区五日市町大字昭和台37番地４
債務者　荒砂ヒトミ
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８５４号**
広島市南区青崎２丁目２番10号
債務者　白井　伶奈
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２８４号**
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子1434番地１渋谷ハイツ103号室
債務者　小山内陽一
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第３１７号**
神奈川県厚木市三田145番地１　コーポラスオチアイ205
債務者　川口ゆき奈
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第３７９号**
熊本市東区八反田１丁目８番10号　タクマグリーンハイツ203号、転入前住所熊本市中央区渡鹿５丁目20番８号
債務者　黒須　俊之
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第４８５号**
熊本市中央区本山４丁目７番８号　パームハイツ本山301号室
債務者　佐藤　貴也
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**令和７年（フ）第１３５０号**
札幌市西区宮の沢３条３丁目11番12号
破産者　髙橋　正則
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第２５６０号**
札幌市中央区南11条西14丁目１番１―203号
破産者　木村　秀平
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部